

○北海道警察保護取扱規程の運用について

令和6年2月27日

道本安対第3954号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

この度、北海道警察保護取扱規程（平成17年警察本部訓令第29号。以下「規程」という。）の一部が改正されたことに伴い、その解釈及び運用方針について所要の見直しを行い、令和6年3月1日からは次によることとしたので、所属職員に周知徹底の上、適正な運用を図られたい。

なお、「北海道警察保護取扱規程の運用について」（令4. 7. 26道本安対第1516号）は、同日付けで廃止する。

記

第1 規程改正の要旨

警察共通基盤システムにおける相談業務・人身安全関連業務等システムによる被保護者等情報管理業務の運用開始に伴い、関係規定の整備を行うとともに、事務の見直し等を行った。

第2 規程の解釈及び運用方針

項 目	解 釈 及 び 運 用 方 針
1 保護等の心構え(第2条関係)	保護業務は警察に課せられた重要な責務であることから、保護に当たっては、被保護者が保護を要する者に該当するか否かの判断を的確に行い、保護を要すると判断した場合には、その適正な取扱いに万全を期すものとする。
2 保護等の責任(第3条関係)	保護の直接の責任者である保護主任者には、生活安全課長（札幌方面中央警察署にあっては生活安全第一課長、生活安全課のない警察署にあっては刑事・生活安全課長又は生活安全係長）をもって充てるものとする。
3 傷病及び危険物の確認等(第5条関係)	(1) 被保護者の傷病の確認に当たっては、身体等の観察を徹底し、負傷等の異常があるときは、救急隊を要請し、積極的に医師の診察を受けさせるなど、必要な措置を講ずるものとする。 特に、原因不明により意識が混濁している者については、直ちに、医師の診察を受けさせるものとする。 (2) 被保護者が危険物を所持しているか否かの確認に当たっては、複数の警察官による実施を徹底し、ナイフ、はさみ、ライター等の危険物を所持しているときは、説得して提出させ、これを一時保管するものとする。 特に、被保護者を保護室に収容する際は、ベルト、ネクタイ、ひも、金属類等の自殺に使用されるおそれのある物を保護室内に持ち込ませることのないようにするものとする。 (3) 保護に着手した警察官は、傷病の有無及び危険物を所持しているか否かを確認したときは、身体異常・危険物確認票（別記第1号様式）を作成するとともに、保護カードに所要の事項を記録するものとする。 (4) 保護主任者等（保護主任者、当直責任者又は署長の指定した者をいう。以下同じ。）は、被保護者を受け取ったとき、又は保護の

	<p>委託により他の警察署から被保護者の引継ぎを受けたときは、自ら被保護者の傷病及び危険物を確認し、身体異常・危険物確認票に押印するものとする。</p>
4 保護の場所 (第6条関係)	<p>(1) 第1項各号に掲げる場所は、飽くまでも保護のため適当と認められる場所の基準を示したものであることから、状況により、民家、駅構内等現場付近において保護することが適切であると認められる場合は、その施設の管理者等の同意を得て、これらの場所において保護することができるものとする。</p> <p>(2) 被保護者を搬送する際は、被保護者の身体の安全を十分に考慮し、適切と認められる手段・方法により行い、車両を用いる場合は、被保護者の容態の急変等にも対応できるよう可能な限り複数の者を従事させるものとする。</p> <p>(3) 警察署において保護する場合は、保護主任者等が保護時の被保護者の言動、疾病及び負傷の状況、警察官の制止状況その他の事情を総合的に判断した上で、保護室、事務室その他の適切な場所を選定するものとする。</p>
5 保護室に関する特例措置 (第7条関係)	<p>「やむを得ない事情がある場合又は保護のため適切であると認められる場合」とは、既に保護室を使用している場合、年齢、疾病、負傷状況等から保護室の雰囲気になじまない者を保護する場合等をいう。</p>
6 保護の委託 (第8条関係)	<p>(1) 保護主任者等は、保護を委託しようとする場合は、委託先となる警察署の保護主任者等に対し、あらかじめ、口頭等適宜の方法により委託理由を説明し、被保護者の収容の可否を確認するなど必要な調整を行うものとし、委託するときは、保護委託書・引継書（別記第2号様式）により行うものとする。</p> <p>(2) 被保護者の引継ぎは、次により行うものとする。</p> <p>ア 被保護者の引継ぎに際しては、被保護者を保護した警察署（以下「取扱署」という。）の警察官及び委託先の警察署の保護主任者等の両者が、身体異常・危険物確認票に基づき被保護者の身体について確認すること。</p> <p>イ 被保護者の身体を確認した後、保護委託書・引継書に所要の事項を記載して引継ぎを行うものとし、本紙を委託先の警察署において、その写しを取扱署においてそれぞれ保管すること。</p> <p>(3) 第2項の「関係機関への引継ぎ、簡易裁判所への通知等」には、次のものを含むものとする。</p> <p>ア 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）第75条第2項の規定により対象者を保護した場合における裁判所への通知及び裁判所書記官又は裁判所から委託を受けた検察官等への引継措置（裁判所書記官又は裁判所から委託を受けた検察官等が自ら被保護者を引き取る場合を除く。）</p>

	<p>イ 医療観察法第99条第4項の規定により指定入院医療機関無断退去者を保護した場合における当該指定入院医療機関の管理者への通知及び引継措置（指定入院医療機関の管理者等が自ら被保護者を引き取る場合を除く。）</p> <p>ウ 被保護者が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第5条第1項に規定する精神障害者である場合における知事から診察病院の指定及び移送の協力要請を受けて行う移送措置</p> <p>エ 精神保健福祉法第39条第2項の規定により精神科病院無断退去者を保護した場合における当該精神科病院の管理者に対する通知及び引継措置（精神科病院の管理者が自ら被保護者を引き取る場合を除く。）</p> <p>オ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の規定により、児童相談所長の委託を受けて児童を一時保護した場合における当該児童の児童相談所への引継措置</p> <p>カ 規程第26条第1項第2号から第5号までに掲げる同行状及び家庭裁判所の決定の執行並びに少年院及び少年鑑別所に連れ戻すべき者を保護した場合における引継措置</p> <p>キ 警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第3条第3項に基づく簡易裁判所に対する保護期間の延長手続及び同条第5項に基づく簡易裁判所への通知</p>
<p>7 被保護者の観護(第9条関係)</p>	<p>(1) 観護者の指定に当たっては、人員、実務経験、対処能力等を個別に検討するほか、被保護者が保護室内で暴れるなど、特異な状態にある場合には、複数の観護者を指定するなど、適切な観護体制を確立するものとする。</p> <p>(2) 保護主任者等は、被保護者の観護を観護者のみに任せることなく、随時、保護室の巡視を行い、観護者から異常の有無の報告を受け、被保護者を目視確認するとともに、観護者に対して具体的に指揮・指導するものとする。</p> <p>(3) 夜間等で寝具を貸与する場合は、その必要性、寝具の形状、種類、数量等を十分に検討し、結びひも等が付いていない寝具を使用するなど、寝具を使用した自殺企図等の事故防止に万全を期するものとする。</p> <p>(4) 観護は、保護室全体を目視できる位置において行うこととし、便所内その他観護者から死角となる部分に留意するなど、被保護者の動静監視を徹底するものとする。</p> <p>また、監視モニターによる観護は補助的なものとし、やむを得ず執務室、当直室等において監視モニターにより観護する場合は、勤務員相互の連携を図り、随時、保護室を巡回するなどして、観護に間隙を生じさせないものとする。</p> <p>(5) 観護者は、自署の保護室又は第7条の規定によりこれに代えて</p>

	<p>使用する施設において被保護者の観護をする場合は、動静確認票（別記第3号様式）を作成しなければならない。</p>
8 保護カード （第10条関係）	<p>第8条の規定により保護を委託した場合は、取扱署において保護カードを保管することとしたが、身体異常・危険物確認票、動静確認票等の関係記録についても、保護カードと同様に保管するものとする。</p>
9 被保護者の住所等の確認措置 （第11条関係）	<p>(1) 「必要な限度で被保護者の所持品等からその者の住所又は氏名を確認する」とは、所持するかばん、衣服のネーム及びポケット内の名刺、定期券等から住所等を認知することをいい、この措置は、被保護者の身元を知るための必要最小限の確認行為であることに留意するものとする。</p> <p>(2) 被保護者が女性である場合は、女性警察職員又は成年の女性を立会人とすることに配慮するとともに、被保護者の身体に触れる確認措置を行うときは、これらの立会人に当該措置を行わせるものとする。</p>
10 危害防止の措置 （第13条関係）	<p>(1) 「被保護者のその行動を抑止するために必要な最小限度の手段」とは、通常、被保護者の腕、肩等を押さえるなどの手段をいい、それらの手段によっては行動を抑止できない場合には、戒具を使用することができるものとする。ただし、戒具の使用は飽くまでも危害の防止を図り、適切に被保護者を保護するため、真にやむを得ない措置であることを念頭に置き、戒具によって被保護者が負傷することのないように留意するものとする。</p> <p>(2) 手錠は、通常、被疑者に使用するものであることから、その必要がなくなった場合は、直ちに、これを解くものとする。</p> <p>また、手錠を使用した場合は、公衆の目に触れないように配慮するものとする。</p> <p>(3) 戒具を使用する場合又は被保護者を制圧する必要がある場合は、被保護者の胸部圧迫等による窒息の防止に細心の注意を払うなど、動静確認を確実にを行い、異常の有無を確かめるものとする。</p>
11 危険物の保管 （第14条関係）	<p>(1) 第2項の「紛失し、又は破損するおそれがあると認められる」とは、ポケットに無造作に入れている場合等をいう。</p> <p>(2) 危険物の保管については、法令によって所持することを禁止されている物を除き、被保護者を説得して可能な限り任意に提出させるものとする。ただし、被保護者が正常な判断力を欠いているなどやむを得ないと認められる場合は、危険物を所持しているか否かを確認し、所持しているときは、これを保管することができるものとする。</p> <p>また、危険物を確認する場合は、衣服の上から触るなどの方法により行い、確認行為が身体検査にわたることのないように留意するとともに、保管する物は事故防止上やむを得ない物に限るものとする。</p>

	(3) 所持品を保管した場合は、これを保護カードに確実に記録するものとする。
12 施錠措置（第15条関係）	<p>(1) 「危害を及ぼす行為をするおそれがあり、やむを得ないと認められるとき」とは、被保護者の言動等から自傷他害のおそれがあり、警察官の制圧に抵抗して保護室から離れるおそれがある場合など危害防止上やむを得ない場合をいう。</p> <p>(2) 「かけがね等」とは、かけがね、とめがね、落としがね等軽易な操作により施錠できるものをいい、南京錠その他の鍵を使用しなければ開けられないような嚴重なものを使用するなど、威圧感を与えることのないようにするものとする。</p>
13 保護室の点検（第16条関係）	<p>保護主任者等は、日頃から保護室内外の点検を行い、危険物の有無、施設の破損状況等について確認するとともに、必要に応じて補修するなど保護室の整備を行うものとする。</p> <p>また、保護室の使用前及び使用後は、保護室内の点検を確実に実施し、保護に不要な物を除去するなど環境整備に努めるものとする。</p>
14 異常を発見した場合の措置（第19条関係）	<p>(1) 観護者は、被保護者に自殺の兆候と認められるような特異な動静その他不審な行動を認めた場合は、保護主任者等に即報し、原則として単独で入室することなく、他の観護者等の応援を得た上で、複数名により保護室内を点検するものとする。この場合において、即報を受けた保護主任者等は、署長に即報し、必要な措置、観護の体制等について具体的に指揮を受けて対応するものとする。</p> <p>(2) 「さらに保護する必要があるか否かを判断する」とは、その者の言動、行動、健康状態等からその後も保護を必要とするか否かを総合的に判断することをいい、更に保護を必要とすると認められるときは、再び保護することができるものとする。</p> <p>(3) 再び保護した場合は、その保護の時間及び場所が、前の保護の時間及び場所と近接しているときを除き、後の保護に着手したときから新たな保護が開始されることとなるため、前の保護は、保護の場所を離れたときに解かれたものとして取り扱うものとする。</p> <p>(4) 第3項の「被保護者が死亡し、その他重大な事故が発生したとき」とは、被保護者の死亡、負傷（自傷を含む。）及び逃走、職員の受傷、警察施設等の損壊その他の特異事案が発生した場合をいい、この場合における警察本部長又は方面本部長への報告は、保護業務に関する特異事案即報書（別記第4号様式）に関係記録の写しを添付して警察本部人身安全対策課を（札幌方面以外の方面の警察署にあっては、当該方面本部の生活安全課を）経由して行うものとする。この場合において、方面本部長は、速やかに当該報告を受けた事項を警察本部長に報告するものとする。</p>
15 関係機関への引継ぎ（第20条関係）	(1) 署長は、関係機関に被保護者を引き継ぐ場合は、保護カードに所要の事項を記録して、引継ぎの経過を明らかにしておくものとする。

	<p>(2) 「生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項、第2項又は第6項の規定により保護の実施機関となる知事若しくは市町村長」とは、次のものをいう。</p> <p>ア 被保護者の居住地が判明している場合は、当該被保護者の居住地を所管する福祉事務所を管理する都道府県知事又は市町村長</p> <p>イ 被保護者の居住地がないか若しくは明らかでない又は明らかであってもその者が急迫した状況にある場合は、当該被保護者の現在地を所管する福祉事務所を管理する都道府県知事又は市町村長</p> <p>ウ 被保護者が福祉事務所を設置しない町村の区域内において特に急迫した事由により放置することができない状況にあり、かつ応急的処置が必要な場合は、当該町村の長</p> <p>(3) 「生活保護法第19条第4項若しくは第5項の規定により、これらの者から委任若しくは委託を受けた者」とは、福祉事務所を管理する都道府県知事又は市町村長から委任を受けた行政庁又は生活保護法施行令（昭和25年政令第148号）に定めるところにより委託を受けた他の保護の実施機関の者をいう。</p> <p>(4) 精神保健福祉法第33条に規定する医療保護入院の対象となる精神障害者については、同条第2項において、「家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合において、市町村長の同意があるときは、本人の同意がなくても入院させることができる」とされていることから、被保護者がこのような事情に該当するときは、同項の趣旨を踏まえ、必要により、関係機関に適切に引き継ぐものとする。</p>
<p>16 被保護者と犯罪の捜査等（第25条関係）</p>	<p>被保護者と被疑者の取扱いを明瞭に区別し、保護を犯罪捜査又は調査に利用してはならない。</p>
<p>17 児童の一時保護等（第26条関係）</p>	<p>(1) 第1項第4号の「少年院に連れ戻すべき者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 少年院から逃走した者</p> <p>イ 少年院法（平成26年法律第58号）第40条第2項に規定する院外委嘱指導又は同法第45条第1項の規定による外出若しくは外泊の場合において、少年院の長が指定する日時までに少年院に帰着しなかった者</p> <p>ウ 災害時の避難のため解放された者であって、避難を必要とする状況がなくなった後、速やかに、少年院又は少年院の長が指定した場所に出頭しないもの</p> <p>(2) 第1項第5号の「少年鑑別所に連れ戻すべき者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 少年鑑別所から逃走した者</p>

イ 災害時の避難のため解放された者であって、避難を必要とする状況がなくなった後、速やかに、少年鑑別所又は少年鑑別所の長が指定した場所に出頭しないもの

(3) 第2項ただし書の規定は、第1項第1号の一時保護をした児童はもとより、同項第2号の緊急同行をした少年等の中には、その性格、年齢等からみて保護室の雰囲気になじまない者もあるので、これらについては、宿直室、休憩室等において保護するよう配慮することとしたものである。

(4) 前事項の場合を除き、第1項に規定する者については、同行状等の執行中に一時保護室に収容するものであるから、逃亡しないよう錠の設備を使用することも差し支えない。

(5) 第1項及び第2項の場合について準用することとした各規定から第19条第2項が除外されているが、これは、第1項各号に規定する者が逃亡したときは、当然これらを捜索しなければならないからである。

※ 別記様式は省略